

議案第53号

かすみがうら市高齢者センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について

かすみがうら市高齢者センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例を次のとおり制定する。

令和元年9月3日提出

かすみがうら市長 坪井 透

かすみがうら市高齢者センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例

かすみがうら市高齢者センターの設置及び管理に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第95号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、かすみがうら市かすみがうらウエルネスプラザの設置及び管理に関する条例（令和元年かすみがうら市条例第 号）の施行の日から施行する。

（かすみがうら市議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例の一部改正）

- 2 かすみがうら市議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第2条中第16号を削り、第17号を第16号とし、第18号から第21号までを1号ずつ繰り上げる。

第3条中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号を第11号とする。

(かすみがうら市公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部改正)

3 かすみがうら市公共施設の暴力団等排除に関する条例（平成19年かすみがうら市条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表中第12号を削り、第13号を第12号とし、第14号から第37号までを1号ずつ繰り上げる。